

部活動地域移行推進計画 《佐野モデル》



令和6(2024)年3月

栃木県佐野市
佐野市教育委員会

目 次

はじめに	1
I 部活動地域移行の背景	
1 国・県の動向	2
2 本市中学校及び義務教育学校の部活動を取り巻く現状	3
3 本市の地域スポーツ団体及び地域文化芸術団体の現状と期待される効果、課題	5
4 休日部活動の地域移行推進	8
II 部活動地域移行推進計画《佐野モデル》の内容	
1 《佐野モデル》の目標	9
2 《佐野モデル》の基本的な考え方	10
3 《佐野モデル》における学校部活動から地域クラブ活動への全体像	12
4 学校部活動から地域クラブ活動への移行内容	14
5 《佐野モデル》における地域クラブ活動の運営体制	17
6 地域クラブ活動の指導者について	18
7 その他	19
おわりに	21
参考資料	22

はじめに

学校教育の一環として、生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動は、生徒のスポーツ・文化芸術等に親しむ機会を確保し、達成感の獲得、学習意欲の向上や責任感・連帯感の涵養に資するとともに、自主性の育成にも寄与しています。

また、人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の抑制、信頼感・一体感の醸成などにも貢献しています。

あわせて、運動部活動では、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質・能力の育成や体力の向上、健康の増進にも意義を有し、文化部活動では、文化芸術の「楽しさ」や「喜び」を味わい、生涯にわたって芸術や芸術文化に豊かに関わる資質・能力の育成などの意義も有しています。

このように様々な教育的意義があり、学校教育において大きな役割を担ってきた部活動ですが、少子化の影響や価値観の多様化等により、特に持続可能性という面で厳しい状況にあります。

さらに、競技・活動経験のない教員が指導せざるを得ない点、休日も含めた部活動の指導、大会への引率や運営への参画が求められる点など、教員にとって大きな業務負担となっている実態も看過できません。

これらの状況から、今後も生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、部活動の在り方に関し、速やかに改革に取り組み、持続可能な活動環境を整備する必要があります。

そこで佐野市・佐野市教育委員会では、佐野市部活動地域移行推進協議会の提言に基づき、国や県の指針等を踏まえた休日の部活動の段階的な地域移行を着実に実施するとともに、国・県が推進する部活動改革の一步先を見据え、学校部活動に関する喫緊の課題解決はもとより、ミドル・シニア世代を巻き込んだ学校部活動の地域移行を通して、地域のスポーツ・文化芸術活動を活性化させ、あらゆる世代の市民がスポーツ・文化芸術活動を暮らしに取り込み、豊かで文化的かつ健康的な生活を充実させるため、部活動地域移行推進計画《佐野モデル》を示すこととします。

I 部活動地域移行の背景

1 国・県の動向

(1) 国の動向

部活動を取り巻く厳しい状況の中、令和2年9月に、スポーツ庁から「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革※」が示され、令和5年度以降、休日の学校部活動を段階的に地域に移行すること等が示されました。

※この改革方針の下、本市では、令和3・4年度の2年間、スポーツ庁地域運動部活動推進事業及び文化庁地域部活動推進事業の指定を受け、佐野市立田沼東中学校を実践モデル校として、休日の学校部活動を地域へ移行する実践研究(地域部活動推進事業)を実施しました。

さらに、令和4年6月のスポーツ庁有識者会議「運動部活動の地域移行に関する検討会議」及び同年8月の文化庁有識者会議「文化部活動の地域移行に関する検討会議」からの提言を踏まえた「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が、同年12月にスポーツ庁・文化庁から示されました。

このガイドラインでは、休日における学校部活動の地域連携や「地域クラブ活動※」への移行について、国としては、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付けて支援しつつ、各都道府県及び市区町村においては、地域スポーツ・文化芸術環境整備のための取組を重点的に行っていくため、推進計画の策定等により、休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域移行を進めることが示されました。

※新たな「地域クラブ活動」について

地域クラブ活動は社会教育法上の「社会教育」の一環として実施される学校の教育課程外の活動で、運営団体・実施主体は地域のスポーツ・文化芸術団体等で、生徒の指導は運営団体・実施主体の指導者が担います。

一方、学校部活動は「学校教育」の一環として実施される教育課程外の学校教育活動で、指導者は主に教員が担います。

(2) 県の動向

栃木県教育委員会も国のガイドラインを踏まえ、令和5年3月に「とちぎ部活動移行プラン～公立中学校の部活動を地域クラブ活動へ～」を策定しました。

この移行プランでは、以下の目標が示されました。

【基本目標】

生徒が主体的に多様なスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境づくりに取り組みます。

【活動目標】

令和7(2025)年度までに、全ての公立中学校の休日の部活動を1つ以上、地域クラブ活動にすることを目指します。

2 本市の中学校及び義務教育学校の部活動を取り巻く現状

(1) 少子化進行の影響とニーズの多様化

少子化の影響や生徒・保護者の価値観の多様化等により、部活動は特に持続可能性という面で厳しい状況にあります。

■佐野市の生徒数の推移

佐野市立中学校 生徒数	平成 25 年度	令和 5 年度	令和 16 年度 (推定)
	3,186 名	2,655 名	1,800 名程度

平成 25 年度から令和 5 年度までの 10 年間で約 530 名生徒が減少しています。

さらに、令和 3 年度中に生まれた子どもが中学 1 年生となる令和 16 年度には、中学校の生徒数は約 850 名減少する見込みです。これにともない教員数も減員となっていくことが見込まれます。

■佐野市立中学校・義務教育学校の運動部活動の加入率

運動部活動加入率	平成 25 年度	令和 5 年度
	80.0%	74.3%

※平成 25 年度は中学校・高等学校運動部に関する調査（文部科学省）の数値、令和 5 年度は 5 月に実施した佐野市教育委員会調査の数値

なお、令和 5 年度の文化部も含めた部活動加入率は 91.0%

中学生の放課後の過ごし方は多様化しており、部活動への参加だけではなく、クラブチーム等地域スポーツクラブへ参加する生徒や、あえて部活動に参加しない生徒も増えてきました。

■佐野市立中学校・義務教育学校の 1 校当たりの部活動数

1 校当たりの運動部 活動数	平成 25 年度	令和 5 年度
	12.3 部	11.4 部

※平成 25 年度は中学校・高等学校運動部に関する調査（文部科学省）の数値、令和 5 年度は 5 月に実施した市教委調査の数値。

生徒数が減少を続ける一方、各学校の部活動の種目数はあまり変化していません。そのため、1 つの部活動あたりの部員数が減り、活動の縮小を余儀なくされたり、単独チームで大会に出場できなかったりする状況が見られるようになりました。

さらに少子化が進行すれば、部員が確保できず休部や廃部に至り、生徒が希望する種目の部活動に参加できない状況が予見されます。

また、希望する部活動が入学予定の学校にないため、指定学校を変更し、希望する部活動がある別の学校に入学する生徒がおり、学校の小規模化につながる心配もあります。

(2) 教員の大きな業務負担

これまで部活動は、休日の活動も含め、教員の献身的な勤務により支えられており、長時間勤務の要因であるとともに、指導経験のない教員にとって多大な負担となっています。

■佐野市立学校における教員の時間外勤務の現状

時間外勤務 45 時間以上 80 時間未満	307 人(47%)
時間外勤務 80 時間以上	76 人(12%)

※令和 4 年 11 月の佐野市立小中義務教育学校教職員 654 人の状況

「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（平成 31 年 1 月文部科学省）で、1 か月の時間外勤務の上限が 45 時間、年間では 360 時間を超えないことが示されています。

しかし、本市では約 6 割の教職員がこれを上回り、過労死ラインと言われる月 80 時間以上の教職員は 1 割を超えています。

このように中学校及び義務教育学校（後期課程）の教員の時間外勤務時間が基準を大幅に超える要因の一つは部活動指導にあります。

■競技経験のある教員が部活動指導に当たる割合

自身も競技経験あり	43 %
競技経験はないが顧問の経験あり	18 %
競技経験、顧問経験なし	28 %
現在、部活動顧問は担当していない	11 %

※令和 5 年 5 月佐野市教育委員会調査、対象は中学校・義務教育学校教職員（管理職などを除く）

多くの中学校では、管理職を除くすべての教員がいずれかの部活動の顧問または副顧問を担当しています。しかし、生徒・学生時代に自身が経験した種目の部活動を担当できている教員は半数弱です。そして約 3 割の教員は、現任校で初めて当該部活動の顧問をしている状況です。そのため、部活動指導のための準備にも相応の時間を要し、教員にとって大きな負担となっています。

3 本市の地域スポーツ団体及び地域文化芸術団体の現状と期待される効果、課題

学校部活動を地域クラブ活動に移行するには、地域スポーツ団体及び地域文化芸術活動団体との連携が重要です。

現在、本市における地域スポーツ団体及び地域文化芸術活動団体の状況は以下のとおりです。

(1) 地域スポーツ団体の状況

ア 佐野市スポーツ協会

21 の種目別専門部と 19 の地域を主体とした支部で形成されている佐野市スポーツ協会は、それぞれが特色ある活動をしています。なお、具体的な専門部は、以下のとおりです。 (令和 5 (2023) 年 10 月現在)

野球部、ソフトテニス部、陸上競技部、卓球部、バレーボール部、バスケットボール部、柔道部、弓道部、剣道部、水泳部、スキー部、射撃部、ソフトボール部、バドミントン部、テニス部、女性バレーボール部、ゲートボール部、サッカー部、ラグビー部、ゴルフ部、グラウンド・ゴルフ部

イ 総合型地域スポーツクラブ

スポーツを通じた地域づくりと地域の絆を強める役割として、総合型地域スポーツクラブがあります。現在、市内には 6 つのクラブがあり、子どもから高齢者まで参加し、多種多様なスポーツを参加者のレベルや興味に応じて行っています。各クラブは、地域住民が主体となって運営されており、地域住民の交流や青少年の健全育成、さらには地域社会の活性化の場の役割も担っています。 (令和 5 (2023) 年 10 月現在)

クラブ名	主な活動種目
ジョータロークラブ	ウォーキング、ジョギング、グラウンド・ゴルフ、卓球、チアリーディング
犬伏いきいきクラブ	ランニング、ジョギング、剣道、ソフトボール、バレーボール、ソフトテニス、ソフトバレーボール、リズム体操
佐野中央スポーツクラブ	バドミントン、太極拳、ヨガ、ソフトボール、水泳、陸上競技
JOHOKUスポーツクラブ	柔道、フットサル、バレーボール、ソフトバレーボール、バスケットボール、テニス、バドミントン、スポーツチャンバラ、ミニバスケットボール
たぬまアスレチッククラブ※	エアロビクス、ウォーキング、ランニング、ジョギング、ヨガ、陸上競技、野球、ソフトボール、バレーボール、ソフトバレーボール、バスケットボール、バドミントン、卓球、健康体操、フラダンス、和太鼓（文化活動種目）
葛生わいわいクラブ	バレーボール、ソフトバレーボール、ソフトテニス、バドミントン

※令和３・４年度の２年間、休日の学校部活動を地域へ移行する実践研究として、佐野市立田沼東中学校を実践モデル校として実施された地域部活動推進事業では、たぬまアスレチッククラブが、運営団体として研究に参加しました。

ウ スポーツ少年団

青少年教育の場の１つとして、本市にもスポーツ少年団があります。スポーツ少年団は、スポーツだけでなく、レクリエーション活動、社会活動、文化活動等を通して仲間との連帯や友情、協調性や創造性を養う等の社会教育の分野も担っています。

(令和５(2023)年１０月現在)

活動種目	団体数	活動種目	団体数
軟式野球	10	ソフトテニス	1
バレーボール	3	柔道	1
ミニバスケットボール	5	剣道	4
中学校バスケットボール	1	空手道	1

エ 日本クリケット協会

日本クリケット協会佐野支部の設立を契機に、クリケットが市内小学校で体育の授業や部活動に導入され、毎年多くの児童がクリケットを体験しています。

また、子どもから大人まで参加できるクリケットイベントは、市内の小学生、ソーシャルクリケット大会から国際クリケット評議会主催の国際大会まで開催するなど、「クリケットのまち」として広く認知されるようになりました。

(2) 地域文化芸術団体の状況

団体については、佐野市文化協会に以下の部門で登録があります。

(令和５(2023)年５月現在)

部門	団体数	部門	団体数	部門	団体数
絵画	4	和太鼓	1	吟詠剣詩舞	1
工芸	3	洋舞A	2	歴史研究	3
手芸	3	フラダンス	25	歌謡	2
書道	6	邦舞	7	演劇	1
写真	2	文芸	1	映像	1
音楽	15	茶華道	1	パソコン	1
邦楽	5	民謡舞踊	2		

(3) 部活動地域移行により期待される効果、課題

ア 効果

市内には、佐野市スポーツ協会、佐野市レクリエーション協会などのスポーツ関係団体、佐野市文化協会などの文化芸術団体があり、それぞれの団体が活発に活動することで市民のスポーツ、文化芸術の振興に大きな役割を果たしています。

スポーツ関係団体は、それぞれがスポーツの普及・振興という共通目標に向かって、より積極的に互いの連携を深めることができます。

また、運動部活動の地域移行に関わることで、地域の各団体の自立の促進と活動の活性化が期待されます。

さらに文化部活動の地域移行については、令和4年の文化庁の提言に示されているように、部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出が盛り込まれています。

部活動の地域移行により、地域指導者から専門性の高い技術指導を受けられることで、技術的な向上だけではなく、生徒が積極的に学ぼうとする意欲の向上に繋がる効果が期待できます。

学校部活動の地域移行に向けた体制及び活動の環境整備が行われ、指導環境が広がることで、市内のスポーツ・文化芸術団体の活性化、さらに市全体のスポーツ・文化創造活動水準の向上に繋がると考えられます。

イ 課題

少子高齢化・人口減少の社会情勢は、スポーツ分野においても例外ではなく、各種スポーツにおいて、競技人口の減少、指導者不足が顕著となっています。

さらには、地域主催の運動会を実施する地域も減少傾向にあります。

ただし、本市主催のスポーツ教室への参加者は増えていることから、今後は、地域や既存のスポーツ団体との融合が重要となります。

最近では、スケートボード、ボルダリング等、アーバンスポーツ※を楽しむ若年層が増加傾向にあるため、それらの競技が組織化されるよう支援することも大切です。

また、文化分野においては、自身が楽しむことが目的の活動が多く、地域クラブ活動の指導者として関与する方は限られています。

※アーバンスポーツ

速さや高さ、危険さや華麗さなどの「過激な(extreme)」な要素をもった離れ業を特色とするスポーツをエクストリームスポーツといいます。このなかで、都市で開催が可能なスポーツを「都市的な(urban)」なスポーツという意味で、アーバンスポーツといいます。

4 休日部活動の地域移行推進

学校部活動を取り巻くこれらの状況の変化から、これまでのままでは指導体制を維持することが困難となる可能性があります。

そこで、学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として地域クラブ活動を整備し、中学校及び義務教育学校(後期課程)の休日部活動の地域移行を推進する必要があります。

なお、現段階で国・県の指針が示していることは、休日の学校部活動の段階的な地域移行ですが、将来的な学校部活動の完全な地域移行を見据え、地域スポーツ活動・地域文化芸術活動の振興を目的とする地域移行とすることが重要です。

そこで、以降に示す「部活動地域移行推進計画《佐野モデル》」に基づき、休日の学校部活動を段階的に地域クラブ活動に移行することとします。

Ⅱ 部活動地域移行推進計画《佐野モデル》の内容

「部活動地域移行推進計画《佐野モデル》」（以下、《佐野モデル》）は、佐野市部活動地域移行推進協議会での検討を踏まえ、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として新たな「地域クラブ活動」を整備し、中学校及び義務教育学校（後期課程）の休日の部活動の地域移行を推進するための計画です。

1 《佐野モデル》の目標

【基本目標】

学校と地域との連携・協働により、生徒が主体的に多様なスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境を整備します。

【活動目標】

令和8（2026）年度の本格実施を目指し、佐野市立中学校・義務教育学校（後期課程）のすべての部活動について、休日の活動の半分を地域クラブ活動に移行します。

そして、《佐野モデル》の目標達成を通して、まずは喫緊の課題解決のために以下のことを目指します。

■生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保を目指します

少子化のため廃部や休部、活動の縮小等の影響を受けずに、スポーツ活動・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保します。

■教員の長時間労働の解消を目指します

部活動指導に係る教員の負担を軽減し、本来の教職員としての業務へ専念できるようにして、学校教育の質の向上にも資する学校における働き方改革を推進します。

さらに、今後の学校部活動の完全な地域移行を見据え、以下のことを目指します。

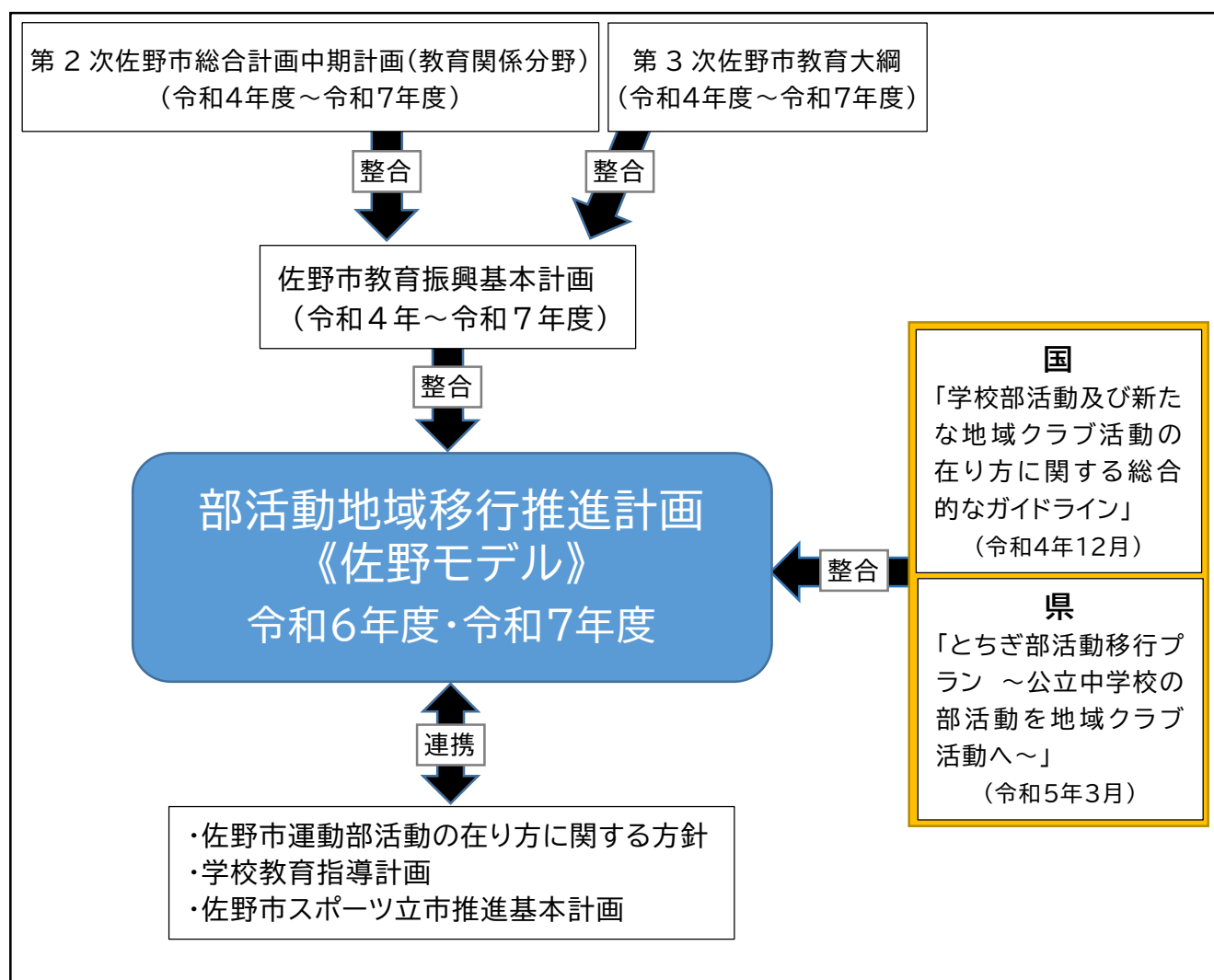
■部活動の地域移行を核とした地域スポーツ活動・地域文化芸術活動の更なる推進を目指します

ミドル・シニア世代を巻き込んだ学校部活動の地域移行を通して、地域のスポーツ・文化芸術活動を活性化させ、あらゆる世代の市民がスポーツ・文化芸術活動を暮らしに取り込み、豊かで文化的かつ健康的な生活を充実させます。

2 《佐野モデル》の基本的な考え方

(1) 《佐野モデル》の位置付け

《佐野モデル》は、第3次佐野市教育大綱や佐野市教育振興基本計画、第3次佐野市スポーツ推進基本計画の趣旨を踏まえ、スポーツ庁・文化庁「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」や栃木県教育委員会「とちぎ部活動移行プラン～公立中学校の部活動を地域クラブ活動へ～」に基づき、スポーツ・文化芸術活動を通じた生徒の健全育成や教員の負担軽減の観点も考慮しながら、本市立中学校及び義務教育学校(後期課程)の部活動の地域移行を進めるための計画として位置付けるものです。



(2) 《佐野モデル》の計画期間

《佐野モデル》は、改革推進期間※である令和6・7年度の2年間の計画とします。期間中に地域クラブ活動の運営体制を整え、令和8年度からの本格実施を目指します。

※スポーツ庁・文化庁で示した改革推進期間は令和5年度から7年度までの3年間

令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
【中学校・義務教育学校(後期課程)】							
○2校(田沼東中、あそ野学園義務教育)で休日の部活動地域移行開始		○3校(田沼東中、あそ野学園義務教育、葛生義務教育)で休日の部活動地域移行開始		○全8校で休日の部活動地域移行開始			
○陸上競技部は全校合同実施(8校一斉)							
※必要により、他の部活動の全校合同実施							
【佐野市・佐野市教育委員会の取組】							
・部活動地域移行推進計画《佐野モデル》公表(R6.3)							
・保護者啓発のための情報発信							
・地域クラブ活動指導者対象研修会(各年度3回開催)							
・全校実施に向けた地域クラブ活動の運営団体の選考							
・運営団体となる地域団体との契約							

休日の学校部活動半分の地域クラブ活動移行





令和8年度以降

【《佐野モデル》の更新】

国や県の指針等を踏まえ、学校部活動を地域クラブ活動に着実に移行する計画に《佐野モデル》を更新していきます。

3 《佐野モデル》における学校部活動から地域クラブ活動への全体像

(1) 《佐野モデル》において整備する地域クラブ活動と学校部活動の対比

	【地域クラブ活動】	【学校部活動】
位置付け	社会教育の一環 学校と地域が連携して行う活動	学校教育の一環(教育課程外)
運営団体 ・実施主体	総合型地域スポーツクラブ スポーツ・文化芸術団体 等	学校
責任	運営団体・実施主体となる団体 (佐野市・佐野市教育委員会)	学校・佐野市教育委員会
対象	原則当該校の生徒 ※合同チーム、拠点校部活動参加生徒については、関係校の地域クラブ活動に参加可	当該校の生徒 ※拠点校部活動参加のため、他校の活動に参加する場合あり
指導者	地域クラブの指導者等 (教員の兼職兼業を含む)	教員、部活動指導員、 運動部活動外部指導者
活動場所	学校施設 (公共スポーツ施設、文化施設) 地域クラブ活動と学校部活動の同時実施 <u>学校内の部活動を2グループに分け、同じ活動日に学校部活動と地域クラブ活動が同時に活動するようにして、生徒のけがや事故などの緊急時の対応に備える。(P19に具体例)</u> 各部の部員数や合同チーム、拠点校部活動の状況を踏まえ、必要により複数の学校が合同の地域クラブ活動を実施する。	
活動場所への移動	学校(自校)集合・学校解散 ただし、学校以外で活動の場合は、現地集合・現地解散	学校(自校)集合・学校解散
活動日 ※P13に具体的なイメージ	平日：活動なし 休日：月2回程度、年間20回	平日：月・火・木・金 ※原則、水曜日は休み 休日：月2回程度
活動時間	休日：3時間程度	平日：2時間 休日3時間程度
大会参加	中学校体育連盟主催大会については、当面は学校部活動として参加 他の大会については、地域クラブ活動として参加の場合あり	
費用 (保護者負担分)	地域クラブ活動参加費等 ※詳細はP20参照	保護者会費等
保険・補償	傷害保険等に参加 (災害共済給付対象外)	日本スポーツ振興センター 災害共済給付制度に加入済み
指導者の報酬等	運営団体が報酬額を決定	時間外は特殊業務手当

※運営団体・実施主体について

運営団体 …… 実施主体（各地域クラブ活動）を統括する団体・組織のこと

実施主体 …… 個別の地域クラブ活動を実際に行うクラブのこと

《佐野モデル》では、運営団体と実施主体は同一団体となる場合も考えられる。

(2) 学校部活動と地域クラブ活動の併存

生徒が地域クラブで活動する際は、運営団体と学校が密に連携を図りながら学校部活動の方針や活動状況の共有、適切な生徒理解を行います。

そのため、学校と運営団体及び佐野市教育委員会が連携し、持続可能な体制の構築及び環境の整備に取り組みつつ、地域移行を進めます。

また学校部活動においては、各校の実情に応じて、部活動指導員及び運動部活動外部指導者※を適切に配置するとともに、合同チームの編成、拠点校部活動による参加を工夫するなどして、学校部活動と地域クラブ活動を併存させながら、生徒の活動機会を保障していきます。

※部活動指導員及び運動部活動外部指導者について

部活動指導の負担を軽減するため、教員に代わり指導や大会引率を担う部活動指導員が制度化されており、佐野市にも配置されています。

また佐野市では、教員と共に部活動指導に当たる運動部活動外部指導者を学校の要望に応じ派遣しています。

（令和5年度の実績は、部活動指導員4名、運動部活動外部指導者17名）

※活動日のイメージ（1か月の活動カレンダー）

毎月第2、第4土曜日が地域クラブ活動の場合の例

日	月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4	
			(休止)	学校	学校	学校	
5	6	7	8	9	10		11
(休止)	学校	学校	(休止)	学校	学校		地域
12	13	14	15	16	17	18	
(休止)	学校	学校	(休止)	学校	学校	学校	
19	20	21	22	23	24		25
(休止)	学校	学校	(休止)	学校	学校		地域
26	27	28	29	30	31		
(休止)	学校	学校	(休止)	学校	学校		

| ← …… 学校部活動 …… → | ← 地域クラブ活動 → |

4 学校部活動から地域クラブ活動への移行内容

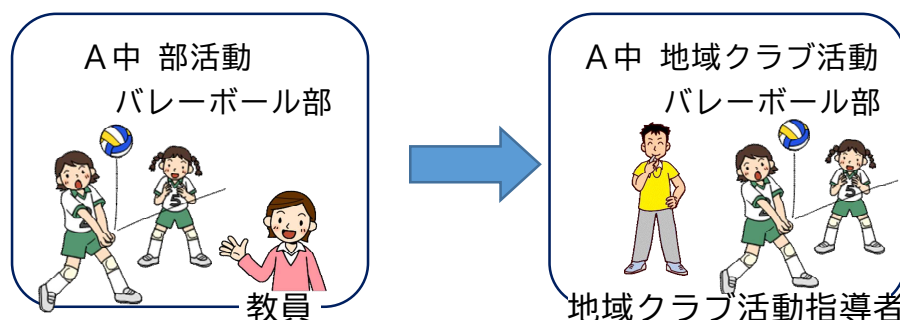
(1) 単独校実施型、合同実施型、全校一斉実施型を組み合わせた効果的な運用

学校部活動の地域クラブ活動への移行は、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保を第一に、各校に設置された学校部活動の状況を踏まえ、単独校実施型、合同実施型、全校一斉実施型を組み合わせた効果的な運用を目指します。

ア 単独校実施型

1校1部活動1名の地域クラブ活動指導者を原則として、地域クラブ活動として実施します。

(例) 【平日と休日の半分】



指導に際し教員と地域クラブ活動指導者は、部の指導方針や活動内容、個々の生徒の状況等について十分に共通理解を図るなど、連携して指導にあたります。

○単独校実施型の長所

- ・学校部活動と同じ活動体制で取り組めるため、生徒・保護者の理解や協力を得やすい。
- ・学校施設での活動となることから、生徒の移動や保護者送迎の負担が少ない。
- ・全ての部活動移行が可能である。

●単独校実施型の短所

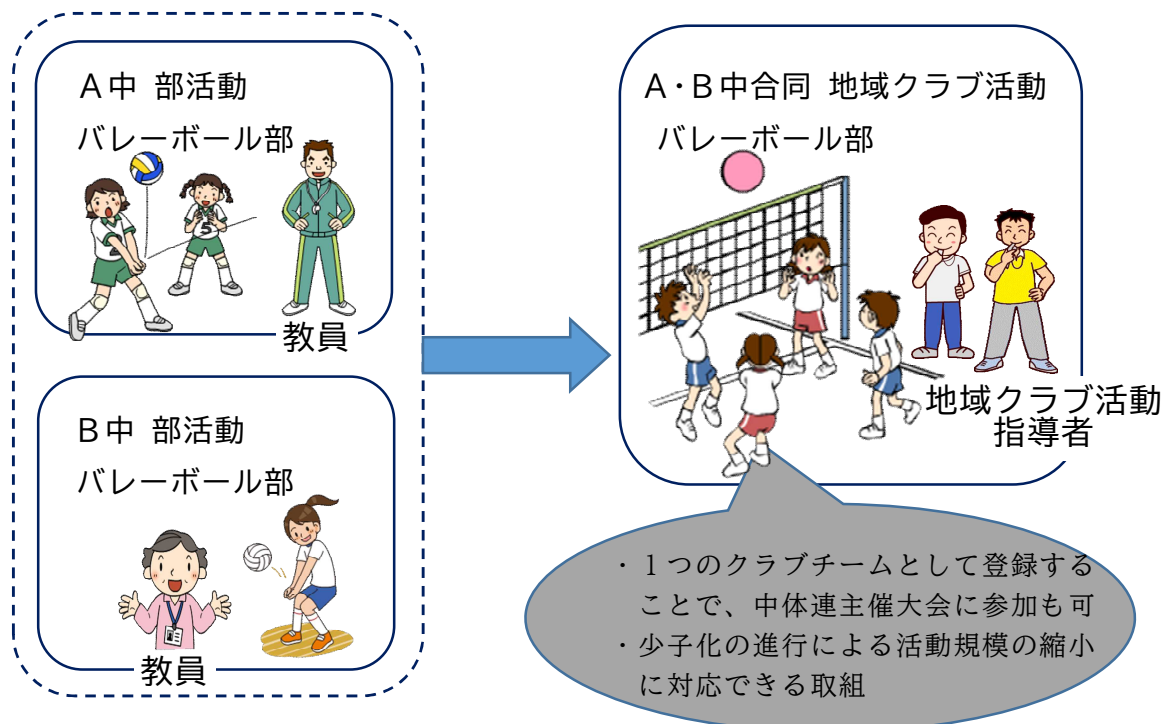
- ・地域クラブ活動が学校部活動を補完する活動となり、活動が学校主体のままで地域移行が進まない心配がある。
- ・学校施設の管理（施設等）を明確にする必要がある。

イ 合同実施型

部員数の状況等から、複数校と一緒に活動した方が効果的な場合は、合同で地域クラブ活動を実施します。

(例) 【平日と休日の半分】

【休日の半分】



○合同実施型の長所

- ・ 生徒数の減少により、学校部活動の維持が困難な場合でも、生徒の多様なニーズに対応ができる。
- ・ 合同で実施することで一定数の部員を確保することができるため、質の高い練習やチーム練習ができる。
- ・ 合同型実施の参加校をクラブチームとして登録することで、中学校体育連盟連主催大会にも参加が可能となる。
- ・ 学校部活動の完全な地域移行の布石となる。

●合同実施型の短所

- ・ 平日の練習と活動場所が異なることから、移動に時間を要したり、保護者に送迎の負担をかけたりする可能性がある。
- ・ 吹奏楽部の場合、楽器の運搬等が大がかりとなり、常時合同での実施は困難である。
- ・ 中学校体育連盟主催では、部員数が少なく学校単独チームとして参加できない場合の救済措置として、合同チームによる参加を認めている。しかし、合同実施型の実施校と合同チームの組み合わせが異なる場合がある。

ウ 全校一斉実施型

単独校実施型、合同実施型の地域クラブ活動と並行して、必要により種目単位で全校一斉実施型の地域移行を進めます。

既に令和５年度途中から、清酒開華スタジアム(佐野市運動公園陸上競技場)で、月２回程度、市内全校の陸上競技部が合同で地域クラブ活動として活動しています。

令和６年度以降も、部員数が少なく学校単独では十分な活動ができないなど、全体で一斉に実施することが効果的な場合については、種目単位の一斉移行を検討します。その際は、合同チーム※¹の状況や、拠点校部活動※²の実施状況に十分留意します。

開始年度	種目	実施校
令和５年度(実施済み)	陸上競技部	佐野市立全中学校・義務教育学校
令和６年度	陸上競技部	陸上競技部は令和５年度と同じ
	種目単位で地域移行した方が効果的と考えられる部活動	
令和７年度	陸上競技部	陸上競技部は令和６年度と同じ
	種目単位で地域移行した方が効果的と考えられる部活動	

※１ 合同チーム

少人数の運動部による単独チームでの大会参加ができない場合の救済措置として、複数校合同での大会参加を認める規定

※２ 拠点校部活動

運動部活動に参加したい生徒の在籍校に希望する部活動がないこと等の場合に、参加を希望する生徒を市町内の拠点となる学校が受け入れる規定

(2) 移行体制の適切な選択

移行実施に際し、まずは地域クラブ活動の運営団体が学校と協議し、単独校実施型で実施するか合同実施型で実施するかを判断します。

○単独校実施型が望ましい条件

- ・各部活動において質の高い活動が可能な部員数が確保されている場合
- ・生徒が希望する部活動が開設されている場合

○合同実施型が望ましい条件

- ・合同で実施することで、部員数が確保され、活動内容が充実する場合

(3) 部活動地域移行のさらなる推進を見据えた地域クラブ活動への移行

中学校の枠を越えた地域クラブ活動を順次拡大させ、単なる学校部活動の代替えから、地域のスポーツ・文化芸術活動の振興を図る地域クラブ活動への転換を図ります。

5 《佐野モデル》における地域クラブ活動の運営体制（令和7年度）

(1) 地域クラブ活動の運営団体

市内全校で実践研究となる令和7年度からの地域クラブ活動の運営団体については、部活動の地域移行を核とした地域スポーツ活動・地域文化芸術活動の更なる推進を目指す《佐野モデル》の目的を踏まえ、市内の総合型スポーツクラブ・スポーツ協会など地域の団体等に委託することを検討します。

(2) 地域クラブ活動の運営団体及び佐野市・佐野市教育委員会の役割（主なもの）

	運営団体	佐野市・佐野市教育委員会
ア	○指導者の確保と各地域クラブ活動への派遣	○指導者の人材確保の支援 ○指導力向上のための研修会実施
イ	○学校と地域クラブ活動間の調整 活動内容、活動方針の確認 活動場所の確保（校外の場合）	○定期的な合同会議の開催 参加：学校管理職 学校部活動顧問 地域クラブ活動指導者 運営団体代表 佐野市教育委員会事務局
ウ	○指導者の謝金等に係る事務 ・指導者の指導実績の取りまとめ ・謝金及び旅費の支出	○指導者への謝金の支払いに係る事務支援
エ	○地域クラブ活動参加費集金に係る事務	○地域クラブ活動参加費の決定と集金システムの構築支援
オ	○保険加入に係る事務 ・生徒及び指導者の傷害保険及び損害賠償責任保険加入業務 ○けがや事故発生時の保険金請求に係る事務	○保険加入に係る業務 ・財政的支援
カ	○その他、団体運営に係る諸事務	○運営団体への事務支援 ・財政的支援

6 地域クラブ活動の指導者について

(1) 指導者の確保について

生徒にとって望ましい地域スポーツ・文化芸術活動環境を整備するためには、専門性や資質・能力を有する指導者を確保していく必要があります。

特に、心身の発達の上にある生徒を指導する際には、発達の段階に応じた適切で効果的な指導を行うために必要な知識や考え方、生徒理解やトラブル対応等の知見を身に付けた指導者を確保することが大切です。

地域クラブ活動の運営団体は、各スポーツ団体の所属者、各学校の部活動指導員や外部指導者、地域で選手や指導者(過去の経験者も含む)としての経験がある方などを中心に、上記の事項に留意し、指導者を確保します。

(2) 指導者の資質向上に係る取組

佐野市及び佐野市教育委員会は地域クラブ活動の指導者研修会を定期的開催し、学校部活動の教育的意義や「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に対する理解の促進を図るなど、専門性の高い指導者の養成を目指します。

(3) 教職員の兼職兼業について

指導を希望する教職員は、兼職兼業の許可を得た上で、地域クラブ活動運営団体の指導員として、業務に従事することができることとします。

希望者は佐野市学校職員服務規程第 27 条の規定に基づき、兼職許可申請書を校長を通じて佐野市教育委員会に提出します。

佐野市教育委員会では、提出された申請書及び関係書類等により、兼職兼業の許可の可否を判断します。

その際は、教職員の意思を十分に確認、尊重するとともに、校務への影響や教職員の健康への配慮など、学校運営に支障がないことも勘案して許可の可否を判断します。

なお、国においては、教職員の心身の健康を確保するため、当該教員の学校における労働時間と地域クラブ活動の業務に従事する時間を通算した時間から労働基準法に規定される法定労働時間を差し引いた時間(いわゆる時間外労働と休日労働の合計時間)が単月 100 時間未満、複数月平均 80 時間以内とならないことが見込まれる場合には、兼職兼業の許可を出さないことが適当である旨が示されています。

7 その他

(1) 緊急時の対応を踏まえた学校部活動と地域クラブ活動の連携

地域クラブ活動は概ね隔週の活動となり、他の休日は学校部活動となります。

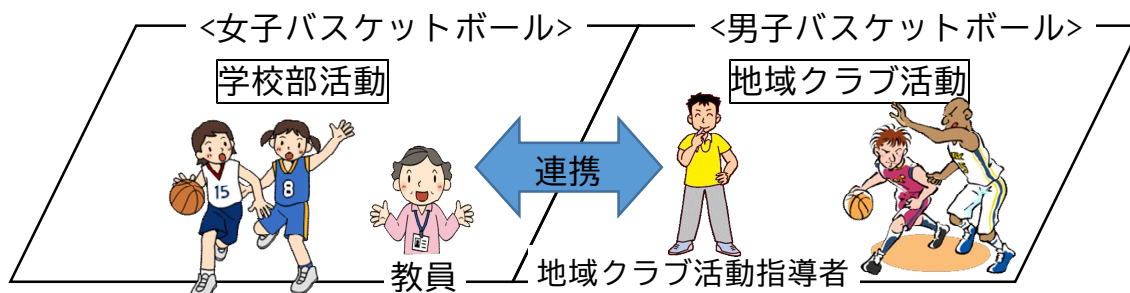
そこで、学校内の部活動を2グループに分け、同じ日に学校部活動と地域クラブ活動が同時に活動し、生徒のけがなどの緊急時に地域指導者と教職員が連携して対応できるようにします。

(例) A 中学校のバスケットボール部では

○男子 … 第1・3土曜日:地域クラブ活動、第2・4土曜日:学校部活動

○女子 … 第1・3土曜日:学校部活動、第2・4土曜日:地域クラブ活動

第1土曜日の体育館では



また、校内の活動施設（校舎、体育館等）の解錠・施錠等を学校職員が行う体制をつくります。

(2) 生徒の個人情報等の取り扱い

活動中、地域指導者が保護者様に連絡をとる必要が生じる場合に備え、学校は保護者の同意を得た上で、生徒の緊急連絡先等の個人情報を地域クラブ活動の運営団体及び地域クラブ活動指導者に提供します。

参加申込書兼同意書（例）

令和6年〇月〇日

佐野市立〇〇学校長 様

地域クラブ活動への参加を申し込みます。また〇〇〇(←具体的な運営団体名)に緊急連絡先等の情報を提供することについて同意します。

所属する部活動 _____部

第____学年____組 生徒氏名_____

保護者氏名_____

提供する情報 1 緊急連絡先（電話番号）

(1) _____ (2) _____

2 生年月日 平成____年____月____日

(3) 地域クラブ活動の運営費用

地域クラブ活動の運営費（運営団体諸経費、指導者謝金、保険料等※¹）については、改革推進期間※²である令和7年度までは佐野市で負担することとします。令和8年度以降は、運営費の一部を保護者に負担を求めることも検討します。

※1 地域クラブ活動は、学校の活動で発生したけがや事故に対する保険の対象にはなりません。このため、地域クラブで活動する際には、生徒や指導者が自身のけが等を補償する保険や個人賠償責任保険への加入が必要となります。

そこで、地域クラブ活動の運営団体において、活動分野・競技特性やこれまでの活動状況・けがや事故の発生状況等を踏まえ、適切な補償内容・保険料である保険を選定し、生徒や指導者への保険加入を促し、適切な補償が受けられるようにします。

※2「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月 スポーツ庁・文化庁）では、令和5年度から令和7年度までの期間を改革推進期間と位置づけています。

なお、保護者に負担を求める場合は、以下のことに留意します。

ア 保護者費用負担に関する学校・家庭・地域・運営団体等への理解促進

佐野市教育委員会は、保護者や生徒、学校や地域等へ、受益者負担を原則とした費用負担に対する理解の促進を図ります。

また、家庭の経済状況により地域クラブ活動への参加が制限されないよう、国の動向を注視し、必要により支援策を検討します。

イ 負担額について

佐野市教育委員会は、指導者の謝金や運営団体の活動維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加料になるよう工夫し、生徒が継続的・安定的に地域クラブ活動に参加できるようにします。

なお、後述の保険料も含め、市内全生徒同額とします。ただし、第3学年（義務教育学校9学年）生徒については、活動期間が短いことから、期間に応じた負担額となるよう調整します。

おわりに

はじめに記したとおり、学校部活動は教育課程外の活動ではありますが、学習意欲の向上や責任感・連帯感の涵養に資するものであり、参加する生徒にとっては、スポーツ・文化芸術等の幅広い活動機会を得られるとともに、体力や技能の向上に資するだけでなく、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会でもあります。

そのため、部活動が休日の指導も含め教員の献身的な勤務によって支えられており、長時間勤務の要因であるなど大きな負担となっているにも関わらず、抜本的な見直しには至っておりません。

一方で、本市をはじめ多くの地域で、少子化の進行により学校部活動が持続可能ではないという危機感が共有されてきました。

そこで佐野市・佐野市教育委員会では、国・県が示した指針や部活動改革の動向を踏まえ、学校と地域との連携・協働により、生徒が主体的に多様なスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境を整備するため、学校部活動の地域移行の方向性と対策を《佐野モデル》として示しました。

現段階では、平日も含めた学校部活動の地域移行の最終ゴールが国・県から示されてはいないことから、《佐野モデル》も過渡的な計画となり、平日も含めた部活動の完全な地域移行の在り方を示すには至っておりません。

国・県が推進する部活動改革の一步先を見据え、まずは休日の学校部活動を着実に地域クラブ活動に移行していく内容となりました。

《佐野モデル》において留意したことは、学校部活動の指導を単に運営団体に委ねるだけの地域移行ではなく、地域のスポーツ・文化芸術活動を活性化させる地域移行を目指すことです。

ミドル・シニア世代を巻き込んだ学校部活動の地域移行を通して活動を活性化させ、あらゆる世代の市民がスポーツ・文化芸術活動を暮らしに取り込み、豊かで文化的かつ健康的な生活を送れるようにすることです。

今後も「改革推進期間」における取組の進捗状況等を勘案し、《佐野モデル》を適宜見直しながら、生徒や保護者の理解を得つつ、学校部活動の地域移行を推進していく考えです。

○佐野市部活動地域移行推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 佐野市立中学校及び義務教育学校における部活動の地域移行に関する諸課題について協議し、部活動の地域移行を円滑に推進するため、佐野市部活動地域移行推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 部活動の地域移行に関すること。
- (2) 佐野市部活動地域移行推進計画又はその変更の原案に関し意見を述べること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要があると認める事務

(組織)

第3条 協議会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 佐野市小中義務教育学校PTA連絡協議会に属する者のうち当該団体の推薦を受けた者
- (3) スポーツ関係団体に属する者のうち当該団体の推薦を受けた者
- (4) 文化関係団体に属する者のうち当該団体の推薦を受けた者
- (5) 佐野市中学校体育連盟の会長
- (6) 佐野市中学校文化連盟の会長
- (7) 佐野市立学校の校長

(任期等)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 教育長は、前条第2項第2号から第4号までに該当する委員が推薦を受けた団体を脱退したときは、当該委員を解嘱することができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1名を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会長は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 この告示の施行の日以後最初に開かれる協議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

○佐野市部活動地域移行推進協議会委員名簿

委員区分	氏名	所属・役職等
1号委員	小山 裕三	佐野日本大学短期大学 学長
	木村 政司	佐野日本大学短期大学 客員教授
2号委員	山越 智行	佐野市小中義務教育学校PTA連絡協議会 会長
	山田 美帆	佐野市小中義務教育学校PTA連絡協議会 副会長
	奥 陽子	佐野市小中義務教育学校PTA連絡協議会 理事
	川島 敦美	佐野市小中義務教育学校PTA連絡協議会 監事
	山崎 洋介	佐野市小中義務教育学校PTA連絡協議会 監事
3号委員	齋川 勝	佐野市スポーツ協会 理事長
	宮地 直樹	佐野市レクリエーション協会 評議員
	清水 武治	NPO 法人 たぬまアスレチッククラブ マネージャー
4号委員	廣瀬 裕	佐野市文化協会 会長
5号委員	亀田 哲夫	佐野市中学校体育連盟 会長
6号委員	水澤 大宗	佐野市中学校文化連盟 会長
7号委員	須藤 誠治	佐野市立小・中学校長会 会長
	谷 直人	佐野市立中学校長会 会長

○佐野市部活動地域移行推進協議会日程

令和5年5月25日(木) 第1回佐野市部活動地域移行推進協議会

- (主な協議事項)
- ・佐野市における部活動地域移行の取組について本協議会の目的について
 - ・部活動地域移行推進についての経緯と今後の取組について
 - ・部活動地域移行推進計画《佐野モデル》(案)について

令和5年8月4日(木) 第2回佐野市部活動地域移行推進協議会

- (主な協議事項)
- ・第1回協議会の報告
 - ・佐野市部活動地域移行推進協議会 提言(案)について

令和5年9月14日(木) 第3回佐野市部活動地域移行推進協議会

- (主な協議事項)
- ・第2回佐野市部活動地域移行推進協議会後の経緯について
 - ・「佐野市部活動地域移行推進協議会 提言」(案)について

○佐野市部活動地域移行推進庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 佐野市立中学校及び義務教育学校における部活動の地域移行に関する諸課題について検討し、佐野市部活動地域移行推進計画（以下「計画」という。）の策定又はその変更を行うため、佐野市部活動地域移行推進庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画又はその変更の原案を作成すること。
- (2) 部活動の地域移行に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要があると認める事務

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は教育部長を、副委員長は産業文化スポーツ部長を、委員は別表に掲げる職員をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

文化推進課長 スポーツ推進課長 学校管理課長 学校教育課長

○佐野市部活動地域移行推進庁内検討委員会日程

令和5年4月26日(水) 第1回佐野市部活動地域移行推進庁内検討委員会

- (主な協議事項)
- ・これまでの経緯
 - ・部活動地域移行推進計画《佐野モデル》(案)について

令和5年5月9日(火) 第2回佐野市部活動地域移行推進庁内検討委員会

- (主な協議事項)
- ・部活動地域移行推進計画《佐野モデル》(案)について
 - ・アンケート結果について

令和5年6月26日(月) 第3回佐野市部活動地域移行推進庁内検討委員会

- (主な協議事項)
- ・第1回協議会の報告
 - ・運営団体、実施方法、指導者の確保、参加費の負担

令和5年7月18日(火) 第4回佐野市部活動地域移行推進庁内検討委員会

- (主な協議事項)
- ・部活動地域移行推進計画《佐野モデル》(案)について

令和5年8月22日(火) 第5回佐野市部活動地域移行推進庁内検討委員会

- (主な協議事項)
- ・第2回協議会の報告
 - ・佐野市部活動地域移行推進協議会 提言(案)について

令和5年9月25日(月) 第6回佐野市部活動地域移行推進庁内検討委員会

- (主な協議事項)
- ・第3回協議会の報告
 - ・部活動地域移行推進計画《佐野モデル》(案)について

部活動地域移行推進計画＜佐野モデル＞

令和6（2024）年3月

発行 佐野市・佐野市教育委員会

編集 佐野市教育部教育総務課

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地

TEL 0283-20-3106

FAX 0283-20-3032

E-mail kyoiku@city.sano.lg.jp

URL <https://www.city.sano.lg.jp>